

お引越しの際は水道の手続きを！

～安全・安心で安定した水道水をお使いいただくために～



引越しのシーズンが近づいてまいりました。
お引越しの日にちが決まりましたら、お早めに手続きをしていただきますようお願いします。

1. お引越しの際の手続き

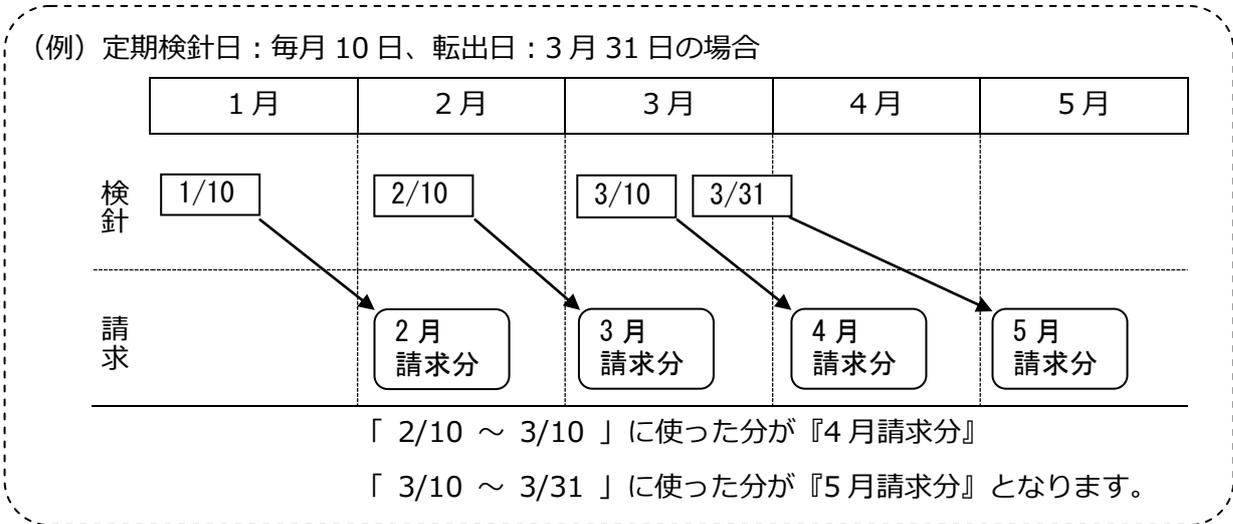
水道を使用開始・使用中止、入院等で一時的に中止する場合は、予定の4～5日前までに水道課へご連絡ください。

手続き方法	「電話」または「水道課窓口」にてご連絡ください。 【受付時間】 8：45～17：30（土・日・祝日は除きます）
手続きに必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者氏名 ・生年月日 ・現住所・使用中止日 ・引越し先の住所・電話番号・使用開始日
お願い	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の不在や転出の際は、凍結による漏水事故防止のため、水抜き栓により水落しをするようお願いいたします。 ・郵便物の転送の手続きをお願いいたします。



2. 水道料金について

水道料金は “約2ヶ月後に請求” となりますのでご留意願います。



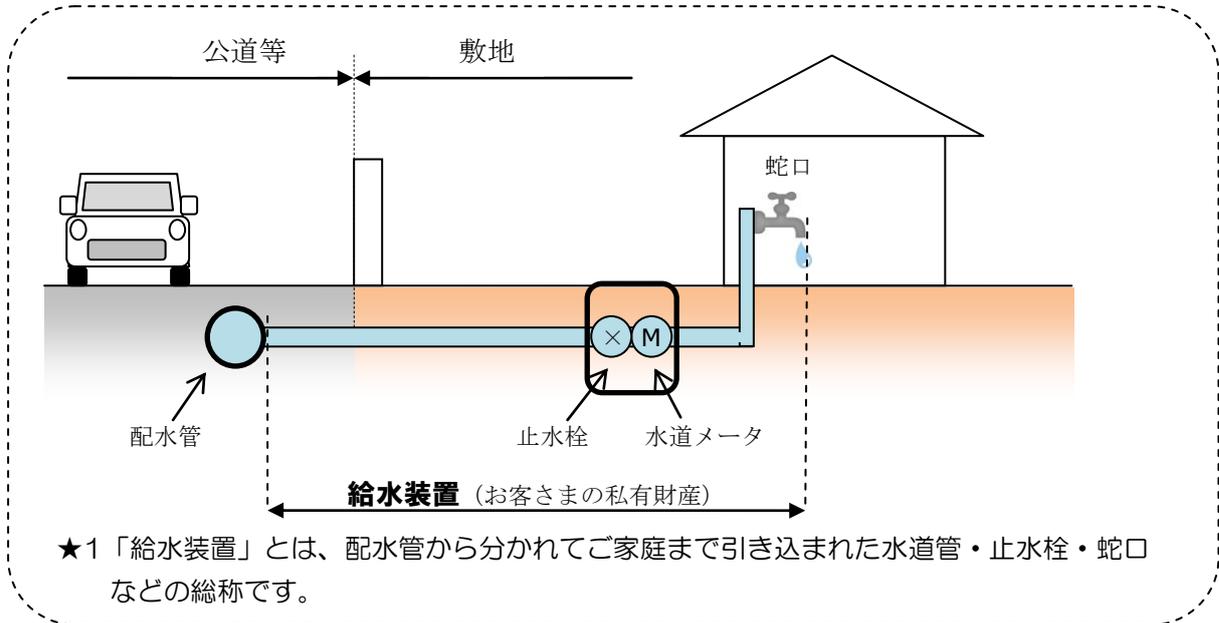
【問合せ先】 斜里町 水道課 / 電話：23-3131（内線168） / 8:45～17:30（土・日・祝日除く）

<裏面につづきます>

3. ご家庭の水道のしくみ

公道等に埋められている町の水道管（配水管）から分かれた**給水装置***1は、みなさまの**私有財産**です。

安全な水道水をお使いいただくためにも、給水装置の管理をお願いします。



ヒント 毎月の検針票を確認しましょう！

検針票を見て、いつもと変わらない状況なのに（心当たり*2がないのに）、水量が多くなっている場合は、異常（漏水）が疑われますので、お早めに「指定事業者」へ調査依頼することをお勧めします。

なお、給水装置は私有財産のため**調査費用・修繕費用は自己負担**となります。

★2心当たり

- ・いつもよりお客さんが多く来た
 - ・花壇に水まきをした
 - ・子供が生まれた
 - ・漬物をつけた
 - ・水を出しっ放しにした
- など、ご家庭によって生活スタイルが違いますので、いろいろな要因が考えられます。

▼斜里町指定給水装置工事事業者（町内）

指定事業者名	住所	電話
北一産業	中斜里 19	23-4633
小林配管工業所	本町 50-9	23-2843
三輝設備工業	朝日町 22-12	23-1991
長屋工業	文光町 48-1	23-2428
藤原設備工業	西町 44-6	23-3705
山下配管工業	豊倉 91	23-5701
山中設備工業	光陽町 20-3	23-2821

※漏水の修理は、「水道法」「町条例」により「斜里町指定給水装置工事事業者」以外は出来ない事となっています。

※漏水修理を行った指定事業者が水道課へ「漏水修理報告書」を提出することによって、水道料金の一部の減額が可能となる場合があります。しかし、**指定事業者以外で修理をした場合は、水道料金の減額ができません**ので、ご注意ください。

※請求済みの料金については、**過去にさかのぼって減額できません**ので、「漏水かな？」と思ったら、お早目に水道指定事業者へ調査依頼することをお勧めします。

検針票

↓

👁️

水道・下水道使用水量等のお知らせ

お客さま番号 123-456-78-90-000
ご使用者名 斜里 太郎 様

用途 家事用 検針員 水道花子
平成28年9月請求分

今回ご使用水量	30 m ³
今回検針 8月10日	1,355 m ³
前回検針 7月10日	1,325 m ³
(旧メーター取替水量)	() m ³
前回ご使用水量	10 m ³

ご請求予定金額 8,840 円

(内訳) 水道 (30 m³) 4,090 円
下水道 (30 m³) 4,750 円
(上記の金額は消費税相当額を含んでおります。)

口座振替ご利用の方の30日振替予定日は
※このお知らせ票で直接集金することはありません。

通信欄

転入・転出・転居の際は、水道課まで事前の連絡をお願いします。 役場水道課 23-3131

上下水道料金口座振替済の通知

28年7月請求分 口座振替日 平成28年7月25日

金融機関	〇〇銀行	
合計金額		3,050 円
(内訳) 水道 (11 m ³)		1,380 円
下水道 (11 m ³)		1,670 円

上記金額を口座振替によりお支払い頂いたもので通知いたします。

斜里町長 馬場 隆

お問合せ先は裏面に記載しております

「前月」や「去年の同じ月」の検針票と見比べてみましょう！